

## 綾瀬市ドリームプレイウッズ事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市ドリームプレイウッズ事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 事業は、地域の自然環境を活用し、子どもたちに自然体験の機会を設け、自由な遊びや自主性、創造性を育む拠点としての森の遊び場づくりを目的とする。

### (位置)

第3条 前条の遊び場をドリームプレイウッズ（以下「ウッズ」という。）と称し、所在地は別表のとおりとする。

### (委員会)

第4条 市長は、第2条の目的達成のため、綾瀬市ドリームプレイウッズ事業研究委員会（以下「研究委員会」という。）を設置する。

2 研究委員会は、ウッズの活用について次に掲げる事項を研究・実施する。

(1) 自然体験活動の推進に関すること。

(2) 地域交流活動の推進に関すること。

(3) 奉仕活動の推進に関すること。

3 研究委員会は、市長、地域代表、NPO法人ドリームプレイウッズ並びに事業に関する知識及び興味があるものをもって組織する。

4 研究委員会の会議は、市長が招集し、市長がその座長となる。

5 研究委員会の庶務は、青少年主管課において処理する。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

所在地	地目	面積
綾瀬市深谷中7丁目3071番	山林	400.00m <sup>2</sup>
〃 3072番1	山林	228.00m <sup>2</sup>
〃 3073番1	宅地	888.45m <sup>2</sup>
〃 3074番	山林	214.00m <sup>2</sup>
〃 3075番	山林	343.00m <sup>2</sup>
〃 3270番1	雑種地	189.00m <sup>2</sup>
〃 3271番1	雑種地	217.00m <sup>2</sup>
〃 3270番3	雑種地	6.26m <sup>2</sup>
計 8筆		2,485.71m <sup>2</sup>